

秋田市国土強靱化地域計画

令和2年8月策定

【 目 次 】

第1章 秋田市国土強靱化の基本的考え方	
1 計画策定の趣旨および位置付け	1
2 計画の策定手順等	1
3 基本目標	2
4 事前に備えるべき目標	2
5 基本的な方針	3
(1) 秋田市国土強靱化の取組姿勢	3
(2) 適切な施策の組み合わせ	4
(3) 効率的な施策の推進	4
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	4
第2章 脆弱性評価	
1 評価の枠組みおよび手順	5
(1) 想定するリスク	5
(2) 起きてはならない最悪の事態	6
(3) 施策分野	8
(4) 評価の実施手順	8
2 評価結果のポイント	11
第3章 秋田市国土強靱化の推進方針	
1 起きてはならない最悪の事態を 回避するための推進方針	15
2 施策分野ごとの推進方針	23
第4章 計画の推進・進捗管理	
1 施策の重点化	31
2 重点施策の選定	31
3 推進体制と不断の見直し	40

(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

(別紙2) 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

第1章 秋田市国土強靱化の基本的考え方

1 計画策定の趣旨および位置付け

平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、国においては、基本法に基づき、平成26年6月、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

基本法の前文には、法制定の趣旨として「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」とあります。

また、同法第4条において、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

本計画は、基本法の理念にのっとり、「いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られる」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「市民の財産および公共施設に係る被害が最小化される」、「迅速に復旧復興がなされる」等の基本目標のもと、同法第13条に定める「国土強靱化地域計画」として策定したものであり、今後は、本市の国土強靱化に係る各種計画等の指針となるものです。

2 計画の策定手順等

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、策定に当たっては、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順に従って作成しました。

【策定手順】

STEP 1	【地域を強靱化する上での目標の明確化】 地域を強靱化する上での①「基本目標」、②「事前に備えるべき目標」および③「基本的な方針」を設定
STEP 2	【起きてはならない最悪の事態、強靱化施策分野の設定】 本市の①「リスク」（大規模自然災害）、②「起きてはならない最悪の事態」および③強靱化「施策分野」を設定

STEP 3	【脆弱性の分析・評価、課題の検討】 本市のリスク（大規模自然災害）を前提として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに各施策の脆弱性を分析・評価
STEP 4	【リスクへの対応方策の検討】 起きてはならない最悪の事態を回避するための「推進方針」の検討
STEP 5	【対応方策について重点化】 「推進方針」について、重要性、進捗状況等を踏まえ重点施策を選定

3 基本目標【STEP 1-①】

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靱な市域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本市の将来を描く上で極めて重要です。このため、本市における強靱化を推進する上での「基本目標」を、県の地域計画を参考に次のとおり設定しました。

- ①人命の保護が最大限図られること。
- ②地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③住民の財産および公共施設に係る被害が最小化されること。
- ④迅速に復旧復興がなされること。

※本計画の推進を通じて、地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する。

4 事前に備えるべき目標【STEP 1-②】

本市における強靱化を推進する上での「事前に備えるべき目標」を、基本計画を参考に、次のとおり設定しました。

- ①大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑦大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する。

5 基本的な方針【STEP1-③】

本市は、進学・就職期を中心とする若者の県外流出とそれに伴う少子化の進行により、2040年時点で、20～39歳の女性人口が半減する、いわゆる「消滅可能性都市」とみなされています。(平成26年5月、民間研究機関「日本創成会議」が発表)

本市の国土強靱化を推進する上で、最大の懸案である人口問題に関する各施策とは当然にして整合性が必要であり、また地方創生の各施策とは密接な連携が必要です。

これらを一体的に含有し、社会資本や社会経済システム等を強靱化するとともに、地域の活性化、快適な生活空間・環境の整備、地域コミュニティ機能の強化等を実現するため、基本目標を踏まえ、本市の国土強靱化を次の方針に基づき推進します。

(1) 秋田市国土強靱化の取組姿勢

- ①従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、あらゆる側面から現状を分析し、取組にあたる。
- ②短期的な視点によらず、長期的な視野をもって取組にあたる。
- ③大局的・システムの視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取組にあたる。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる。
- ②「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ①行政に対する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、市の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る。
- ②既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ②女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ③地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和および景観の維持に配慮する。

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組みおよび手順

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本市が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組みおよび手順により脆弱性評価を行いました。

(1) 想定するリスク【STEP2-①】

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、テロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画においては、県の地域計画と同様、市内で起こりうる大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。

市内で起こりうる具体的な災害としては、日本海沖で発生する大規模地震・津波、陸域の活断層による内陸直下型地震、特別警報レベルの大雨および大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

自然災害	過去の主な被害状況等
地震・津波	【過去の主な被害】 ○「日本海中部地震」(M7.7) 昭和58年5月発生 死者3人、負傷者53人、住家全壊35棟、半壊270棟、一部破損691棟 ほか
風水害・土砂災害	【過去の主な被害】 ○「平成24年4月4日の暴風」 けが人5人(重傷2人、軽傷3人)、屋根剥離等の住家一部損壊402件、半壊以上の非住家32件、道路への倒木等70ヶ所、ビニールハウス倒壊など農業関係で約2億1,200万円の被害のほか、市内各所で最大35,491戸が停電 ○「平成29年7月22日からの大雨」 住家の床上浸水154棟、床下浸水357棟、道路冠水128ヶ所、土砂崩れ213ヶ所のほか、農業関係の被害20億円以上、市内17,412世帯39,304人に対し避難勧告発令 ○「平成30年5月18日からの大雨」

	住家の床上浸水 146 棟、床下浸水 232 棟、市内 13,082 世帯 28,941 人に対し避難勧告発令
雪害	<p>【過去の主な被害】</p> <p>○「平成 18 年豪雪」（全県域）平成 17 年 12 月上旬～18 年 2 月下旬 死者 5 人、重軽傷者 55 人、住家一部損壊多数ほか</p>

(2) 起きてはならない最悪の事態【STEP 2-②】

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行う（基本法第 17 条第 3 項）とされており、国の基本計画を参考に、積雪寒冷地である本県の地域特性等を考慮して、7 つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる 28 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 大規模津波による死傷者の発生 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生 1-5 暴風雪および豪雪による死傷者の発生 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足 2-5 医療施設および関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺 2-6 感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 行政施設および職員の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止 4-4 汚水処理施設や廃棄物処理施設の長期間にわたる機能停止 4-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 5-2 コンビナート等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 商工業等の産業の停滞 5-4 農林漁業等における生産活動の停滞
6 制御不能な二次災害を発生させない。	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する。	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野【STEP 2-③】

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う（基本法第17条第4項）とされており、本市の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、基本計画に定める12の個別政策分野および3つの横断分野を参考に、次の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- ①行政機能等
- ②インフラ・住環境
- ③保健医療・福祉
- ④産業・エネルギー・情報通信
- ⑤国土保全・交通・物流
- ⑥農林水産・環境

【横断的分野】

- ⑦地域づくり・リスクコミュニケーション
- ⑧老朽化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期的視点も入れながら現行の施策の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し指標化しました。

なお、「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、最悪の事態を誘引する具体的な「想定」を設定した上で、各施策の脆弱性評価結果を整理しました。

「起きてはならない最悪の事態」を誘引する具体的な「想定」

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震性の低い住宅・建築物等が倒壊する。 ○建築物等の倒壊により被害が拡大する。 ○家具類の転倒により負傷する。 ○火災から逃げ遅れる・負傷者が発生する。
1-2 大規模津波による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○津波到達までに逃げ切れない。
1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○河川堤防など構造物が損傷する。 ○浸水地域に要救助者が取り残される。
1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○土石流や崖崩れに巻き込まれる。
1-5 暴風雪および豪雪による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○道路が雪で交通不能になる。
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の情報が途絶する。 ○住民へ情報伝達ができない。
1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の遅れにより死傷者が発生する。 ○自力で避難できない方が逃げ遅れることで死傷者が発生する。
2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する。 ○救援物資が届かない。
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立可能性のある地区を把握できない。 ○孤立地区の被害状況を把握できない。 ○孤立状態が解消できない。
2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する。 ○応急活動を行う人員が不足する。
2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する。 ○避難所等が被災して使用できない。 ○指定避難所で生活が困難な方の受入先がない。 ○避難所等において環境不良から疾患等が発生する。 ○福祉避難所の円滑な開設・運営ができない。 ○避難所外の避難者を把握できない。
2-5 医療施設および関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地での医療救護活動が滞る。
2-6 感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所で感染症が集団発生する。
3-1 行政施設および職員の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○業務が継続できない。 ○市有施設等が倒壊する、又は被害により使用できない。 ○市内の大部分が長時間停電する。
4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○地域交通ネットワーク等が寸断される。 ○鉄道施設の機能が停止する。

4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止	<input type="checkbox"/> 大規模かつ長期にわたり停電する。 <input type="checkbox"/> 石油類燃料が確保できない。 <input type="checkbox"/> 長期にわたりガス供給機能が停止する。
4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	<input type="checkbox"/> 上水道機能が停止する。
4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<input type="checkbox"/> 下水道機能が停止する。 <input type="checkbox"/> 農業集落排水施設の機能が停止する。 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の機能が停止する。
4-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	<input type="checkbox"/> 長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する。
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	<input type="checkbox"/> 市内の企業活動が停止する。
5-2 コンビナート等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	<input type="checkbox"/> コンビナート等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する。 <input type="checkbox"/> 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する。
5-3 商工業等の産業の停滞	<input type="checkbox"/> 市内の商工業等の産業が停滞する。
5-4 農林漁業等における生産活動の停滞	<input type="checkbox"/> 市内の農林漁業等における生産活動が停滞する。
6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<input type="checkbox"/> 農業用ため池が決壊又は機能不全に陥る。 <input type="checkbox"/> ダム放流による浸水被害が発生する。
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<input type="checkbox"/> 農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する。
7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理が滞る。
7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<input type="checkbox"/> 災害時に建設事業者の協力が得られない。 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアの受入れが滞る。 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターの運営に支障が生じる。
7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<input type="checkbox"/> 災害時に地域コミュニティ機能が減退する。 <input type="checkbox"/> 除雪を行う者が減少し、都市機能に支障が生じる。

2 評価結果のポイント【STEP3】

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」を別紙1に整理しました。評価結果のポイントは、次のとおりです。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。

最悪の事態1-1 「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」を回避するため、住宅や公共建築物、公共施設等の耐震化を促進する必要があります。

最悪の事態1-2 「大規模津波による死傷者の発生」を回避するため、津波ハザードマップおよび津波避難計画について市民への周知を図るほか、津波避難標識の整備等を推進する必要があります。

最悪の事態1-3 「集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生」を回避するため、市管理河川の治水対策を行う必要があります。また、洪水ハザードマップ等を作成し、周知するとともに、避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）を更新していく必要があります。

最悪の事態1-4 「大規模な土砂災害等による死傷者の発生」を回避するため、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する必要があります。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）を更新していく必要があります。

最悪の事態1-5 「暴風雪および豪雪による死傷者の発生」を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備により冬期の円滑な交通確保を図る必要があります。

最悪の事態1-6 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制を維持する必要があるほか、防災行政無線や登録制メールなど複数の住民向け情報伝達手段を継続的に整備する必要があります。

最悪の事態1-7 「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、自主防災組織活動の充実および強化や学校における防災教育の充実を図る必要があります。

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

最悪の事態 2-1 「食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」を回避するため、県と連携した共同備蓄品目を整備する必要があるほか、民間事業者との物資調達協定の締結や災害時の物資集積拠点の指定など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を進める必要があります。

最悪の事態 2-2 「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」を回避するため、治水対策や土砂災害対策、道路の防災対策などを推進する必要があるほか、孤立するおそれのある地区の現状把握や備蓄物資・電力・通信手段の確保等の予防対策を推進する必要があります。

最悪の事態 2-3 「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」を回避するため、消防施設等の機能維持に努める必要があります。また、減少傾向にある消防団員の確保のため、積極的な広報活動を行う必要があるほか、訓練等により消防団員の技術力の向上を図る必要があります。

最悪の事態 2-4 「多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足」を回避するため、帰宅困難者への対策、要配慮者の受入れおよび支援を推進する必要があるほか、車中泊など避難所以外の場所に滞在する避難者への支援を行う必要があります。

最悪の事態 2-5 「医療施設および関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺」を回避するため、地域災害医療コーディネーター等の配置やDMAT（災害派遣医療チーム）の受入れなど、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の強化を図る必要があります。

最悪の事態 2-6 「感染症等の大規模発生」を回避するため、感染症の発生およびまん延防止の対策等を推進する必要があります。

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

最悪の事態 3-1 「行政施設および職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するため、業務継続計画を更新していく必要があります。

目標 4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

最悪の事態 4-1 「地域交通ネットワークが分断する事態」を回避するため、道路、鉄道等の各施設について、計画的な整備や老朽化対策を進める必要があります。

最悪の事態 4-2 「電気、石油、ガスの供給機能の停止」を回避するため、各ライフライン事業者に関連施設および設備の耐震化等の対策を要請するほか、石油類燃料の確保について、業界団体等との協定に基づく協力体制を強化する必要があります。

最悪の事態 4-3 「上水道等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要があります。

最悪の事態 4-4 「污水处理施設等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を着実に進めるとともに、農業集落排水施設および廃棄物処理施設の老朽化対策を推進する必要があります。

最悪の事態 4-5 「電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」を回避するため、通信施設等の耐震化や災害時用公衆電話の事前配備等を進める必要があります。

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。

最悪の事態 5-1 「サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞」を回避するため、市内企業の業務継続計画の策定を促進する必要があります。

最悪の事態 5-2 「コンビナート等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するため、災害の未然防止と拡大防止を目的とした防災訓練を関係機関において実施する必要があります。

最悪の事態 5-3 「商工業等の産業の停滞」を回避するため、市内企業の業務継続計画の策定を促進する必要があります。

最悪の事態 5-4 「農林漁業等における生産活動の停滞」を回避するため、農業用施設の保全管理を行う必要があります。

目標 6 制御不能な二次災害を発生させない。

最悪の事態 6-1 「ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生」を回避するため、防災重点ため池ハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を推進する必要があります。

最悪の事態 6-2 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」を回避するため、農業水利施設の保全管理や森林整備、治山対策を推進する必要があります。

目標 7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する。

最悪の事態 7-1 「災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態」を回避するため、秋田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の処理体制の構築を図る必要があります。

最悪の事態 7-2 「復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害対応に不可欠な建設関係団体との連携を強化するとともに、建設産業の担い手の確保・育成を推進する必要があります。また、災害ボランティアの受入れ体制を構築する必要があります。

最悪の事態 7-3 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、自主防災組織活動の充実強化や消防団への加入促進のほか、地域住民が主体となって行う活動や、除雪ボランティア派遣等の支援体制を強化する必要があります。

第3章 秋田市国土強靱化の推進方針【STEP4】

第2章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本市の強靱化に向けて、主に市が取り組むべき「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針および「施策分野」ごとの推進方針の概要は、次のとおりです。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針の詳細は別紙2に整理しました。

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。

最悪の事態1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物等が倒壊する」ことを回避するための推進方針

- ①宅地および住宅・建築物等の耐震化
- ②公共建築物の耐震化
- ③学校の改修
- ④公共施設（観光施設・体育施設等）の耐震化
- ⑤社会福祉施設等の耐震化
- ⑥指定文化財・史跡の耐震化

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

- ⑦都市基盤の整備
- ⑧空き家対策
- ⑨市営住宅の整備等
- ⑩災害時に役立つ公園づくり

「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針

- ⑪地震に備えた室内安全対策

「火災から逃げ遅れる・負傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

- ⑫住宅用火災警報器の適正な維持管理
- ⑬火災予防の普及啓発
- ⑭火災調査体制の整備
- ⑮予防査察業務の強化
- ⑯応急手当の普及啓発
- ⑰通報要領の普及啓発

最悪の事態1-2 大規模津波による死傷者の発生

「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針

- ①津波ハザードマップの周知
- ②津波避難計画の周知
- ③津波避難標識の整備
- ④津波避難ビルの指定

最悪の事態 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

- ①市管理河川の治水対策

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

- ②洪水ハザードマップの作成および周知
- ③施設における避難確保計画の作成の促進（洪水）
- ④避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）
- ⑤避難情報の周知
- ⑥タイムラインの活用
- ⑦重要水防箇所の巡視強化
- ⑧水防資器材の整備
- ⑨内水ハザードマップの作成および周知
- ⑩下水道整備による雨水の排除

最悪の事態 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ①土砂災害への対策
- ②土砂災害ハザードマップの作成および周知
- ③施設における避難確保計画の作成の促進
- ④避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）

最悪の事態 1-5 暴風雪および豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

- ①道路除雪等による冬期の交通確保

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

- ①関係機関等による情報共有体制の強化
- ②秋田県総合防災情報システムによる情報伝達体制の維持
- ③秋田県情報集約配信システムによる情報伝達手段の維持
- ④防災行政無線移動系通信システムの活用
- ⑤災害対策本部情報システムの活用

⑥ヘリコプター映像による災害情報の収集

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ⑦Jアラートによる情報伝達手段の維持
- ⑧避難情報等の伝達手段の整備
- ⑨住民等への災害情報の伝達手段の確保
- ⑩（再掲） 1－3⑤（避難情報の周知）
- ⑪緊急告知ラジオの普及
- ⑫避難勧告等の判断基準等の策定
 - （再掲） 1－2②（津波避難計画の周知）
 - （再掲） 1－3④（避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害））
 - （再掲） 1－4④（避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害））

最悪の事態 1－7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

- ①自主防災活動の充実および強化
- ②地域の防災・避難訓練の実施
- ③多様な主体が参画する防災訓練の実施
- ④地区防災計画の策定促進
- ⑤防災講話等の実施
- ⑥防災啓発DVD等の貸し出し事業の周知
- ⑦マイタイムラインの普及
- ⑧学校における防災教育の充実

「自力で避難できない方が逃げ遅れることで死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

- ⑨災害時要援護者の個別避難支援プランの作成

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

最悪の事態 2－1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

- ①共同備蓄物資の計画的な整備
- ②民間事業者との物資調達協定の締結

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

- ③自助による備蓄の促進
- ④避難所備蓄の促進
- ⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結

⑥物資集積拠点の指定

⑦物資応援体制の構築

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針

①孤立するおそれのある地区の現状把握

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

②通信手段の確保

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

③孤立予防対策

(再掲) 1-3① (市管理河川の治水対策)

(再掲) 1-4① (土砂災害への対策)

(再掲) 4-1② (道路施設等の防災・老朽化対策)

④電力の確保

⑤緊急物資の備蓄

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

①消防施設の機能維持

②消防施設等における燃料の確保

③消防水利の整備

④指令業務の機能維持

⑤災害対応資機材および装備品の整備

⑥感染症対策資機材の整備

⑦消防団装備の充実強化

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

⑧消防団への加入促進

⑨消防団員の技術力の向上

⑩津波災害時の消防団員の安全確保

⑪訓練等による災害救助技術の向上

⑫救急業務体制の強化

⑬活動支援体制の整備

⑭緊急消防援助隊の計画的な整備

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

①帰宅困難者等の対策

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

- ②避難所となる学校施設の防災機能の確保
- ③都市公園における避難場所機能の確保

「指定避難所で生活が困難な方の受入先がない」ことを回避するための推進方針

- ④福祉避難所の指定

「避難所等において環境不良から疾患等が発生する」ことを回避するための推進方針

- ⑤避難所等の環境整備

「福祉避難所の円滑な開設・運営ができない」ことを回避するための推進方針

- ⑥福祉避難所開設・運営マニュアルの策定

「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

最悪の事態 2-5 医療施設および関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

- ①災害医療に対応する医療機関および医療従事者の調整
- ②地域災害医療コーディネーター等の配置

最悪の事態 2-6 感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

- ①感染症等の発生およびまん延防止のための平時からの予防接種促進
- ②新たな感染症への対応

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

最悪の事態 3-1 行政施設および職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

- ①全庁における業務継続体制の強化

「市有施設等が倒壊する、又は被害により使用できない」ことを回避するための推進方針

- ②市庁舎および市有施設等の維持管理
- ③執務環境の整備

「市内の大部分が長時間停電する」ことを回避するための推進方針

- ④停電時の行政機能の確保
- ⑤非常用電源等の確保

目標 4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

「地域交通ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針

- ①道路施設等の整備
- ②道路施設等の防災・老朽化対策
- ③交通事業者の業務継続体制の促進および関係機関等との連携強化

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ④鉄道施設・設備の強化

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

- ①電力施設・設備の強化

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

- ②災害時における石油類燃料の確保

「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ③ガス供給施設・設備の強化

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①水道施設の耐震化・老朽化対策

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①下水道施設の耐震化・老朽化対策

「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ②農業集落排水施設の老朽化対策

「廃棄物処理施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ③廃棄物処理施設の老朽化対策

最悪の事態 4-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①電話施設・設備の強化
- ②携帯電話設備の信頼性向上
- ③災害時用公衆電話の事前配備
- ④災害時優先電話に関する対応

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①企業における業務継続計画の策定促進

最悪の事態 5-2 コンビナート等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

「コンビナート等の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

- ①コンビナート防災訓練への参加
- ②石油コンビナート防災訓練の実施
- ③石油コンビナート災害対応資機材等の整備

「重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

- ④重要な産業施設の防災関連事業への協力

最悪の事態 5-3 商工業等の産業の停滞

「市内の商工業等の産業が停滞する」ことを回避するための推進方針

- ①商工業における業務継続計画の策定促進

最悪の事態 5-4 農林漁業等における生産活動の停滞

「市内の農林漁業等における生産活動が停滞する」ことを回避するための推進方針

- ①農業用施設の保全管理

目標 6 制御不能な二次災害を発生させない。

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

「農業用ため池が決壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ①農業用ため池ハザードマップの作成および周知
- ②農業用ため池の保全管理

「ダム放流による浸水被害が発生する」ことを回避するための推進方針

- ③県有ダム施設における放流情報の確認

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

- ①農業・農村の多面的機能の確保
- ②農業水利施設の保全管理
- ③森林整備に向けた計画的森林施業の推進
- ④治山対策

目標 7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する。

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ①災害廃棄物処理等の処理体制の構築・整備

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

- ①災害時の建設業との連携
- ②建設業の担い手の確保・育成

「災害ボランティアの受入れが滞る」ことを回避するための推進方針

- ③災害ボランティアセンターの設置・運営への支援

「災害ボランティアセンターの運営に支障が生じる」ことを回避するための推進方針

- ④災害ボランティアセンターとの連携

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

- ①地域の自治活動への支援
- ②農村地域の廃校等を活用した交流施設の整備
- ③自主防災組織の結成促進
 - (再掲) 1-7① (自主防災活動の充実および強化)
- ④ (再掲) 2-3⑧ (消防団への加入促進)

「除雪を行う者が減少し、都市機能に支障が生じる」ことを回避するための推進方針

- ⑤除雪ボランティアの登録の促進

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

ア 行政機能等

行政機能

- 「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 帰宅困難者等の対策【2-4①】
- 「指定避難所で生活が困難な方の受入先がない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 福祉避難所の指定【2-4④】
- 「避難所等において環境不良から患者等が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 避難所等の環境整備【2-4⑤】
- 「福祉避難所の円滑な開設・運営ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 福祉避難所開設・運営マニュアルの策定【2-4⑥】
- 「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援【2-4⑦】
- 「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 全庁における業務継続体制の強化【3-1①】
- 「市有施設等が倒壊する、又は被害により使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 市庁舎および市有施設等の維持管理【3-1②】
 - ・ 執務環境の整備【3-1③】
- 「市内の大部分が長時間停電する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 停電時の行政機能の確保【3-1④】
 - ・ 非常用電源等の確保【3-1⑤】

情報通信

- 「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 関係機関等による情報共有体制の強化【1-6①】
 - ・ 秋田県総合防災情報システムによる情報伝達体制の維持【1-6②】
 - ・ 秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の維持【1-6③】
 - ・ 防災行政無線移動系通信システムの活用【1-6④】
 - ・ 災害対策本部情報システムの活用【1-6⑤】
 - ・ ヘリコプター映像による災害情報の収集【1-6⑥】
- 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・ Jアラートによる情報伝達手段の維持【1-6⑦】
 - ・ 避難情報等の伝達手段の整備【1-6⑧】
 - ・ 住民等への災害情報の伝達手段の確保【1-6⑨】
 - ・ 避難情報の周知【1-3⑤】【1-6⑩】

- ・緊急告知ラジオの普及【1-6⑩】

訓練・普及啓発

- 「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・自主防災活動の充実および強化【1-7①】
 - ・地域の防災・避難訓練の実施【1-7②】
 - ・多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-7③】
 - ・地区防災計画の策定促進【1-7④】
 - ・防災講話等の実施【1-7⑤】
 - ・防災啓発DVD等の貸し出し事業の周知【1-7⑥】
 - ・マイタイムラインの普及【1-7⑦】
 - ・学校における防災教育の充実【1-7⑧】
- 「自力で避難できない方が逃げ遅れることで死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・災害時要援護者の個別避難支援プランの作成【1-7⑨】

消 防

- 「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
 - ・消防施設の機能維持【2-3①】
 - ・消防施設等における燃料の確保【2-3②】
 - ・消防水利の整備【2-3③】
 - ・指令業務の機能維持【2-3④】
 - ・災害対応資機材および装備品の整備【2-3⑤】
 - ・感染症対策資機材の整備【2-3⑥】
 - ・消防団装備の充実強化【2-3⑦】
- 「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針
 - ・消防団への加入促進【2-3⑧】
 - ・消防団員の技術力の向上【2-3⑨】
 - ・津波災害時の消防団員の安全確保【2-3⑩】
 - ・訓練等による災害救助技術の向上【2-3⑪】
 - ・救急業務体制の強化【2-3⑫】
 - ・活動支援体制の整備【2-3⑬】
 - ・緊急消防援助隊の計画的な整備【2-3⑭】
- 「火災から逃げ遅れる・負傷者が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・火災予防の普及啓発【1-1⑬】
 - ・火災調査体制の整備【1-1⑭】
 - ・予防査察業務の強化【1-1⑮】

- ・応急手当の普及啓発【1-1⑯】
- ・通報要領の普及啓発【1-1⑰】

イ インフラ・住環境

- 「耐震性の低い住宅・建築物等が倒壊する」を回避するための推進方針
 - ・宅地および住宅・建築物等の耐震化【1-1①】
 - ・公共建築物の耐震化【1-1②】
 - ・学校の改修【1-1③】
 - ・公共施設（観光施設・体育施設等）の耐震化【1-1④】
 - ・社会福祉施設等の耐震化【1-1⑤】
 - ・指定文化財・史跡の耐震化【1-1⑥】
- 「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針
 - ・都市基盤の整備【1-1⑦】
 - ・空き家対策【1-1⑧】
 - ・市営住宅の整備等【1-1⑨】
 - ・災害時に役立つ公園づくり【1-1⑩】
- 「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針
 - ・地震時に備えた室内安全対策【1-1⑪】
- 「火災から逃げ遅れる・負傷者が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・住宅用火災警報器の適正な維持管理【1-1⑫】
- 「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・避難所となる学校施設の防災機能の確保【2-4②】
- 「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・水道施設の耐震化・老朽化対策【4-3①】
- 「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・下水道施設の耐震化・老朽化対策【4-4①】
- 「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・農業集落排水施設の老朽化対策【4-4②】
- 「廃棄物処理施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・廃棄物処理施設の老朽化対策【4-4③】
- 「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針
 - ・地域の自治活動への支援【7-3①】
 - ・農村地域の廃校等を活用した交流施設の整備【7-3②】
 - ・自主防災組織の結成促進【1-7①】【7-3③】
 - ・消防団への加入促進【2-3⑧】【7-3④】
- 「除雪を行う者が減少し、都市機能に支障が生じる」ことを回避するための推進方針

ウ 保健医療・福祉

- 「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・災害医療に対応する医療機関および医療従事者の調整【2-5①】
 - ・地域災害医療コーディネーター等の配置【2-5②】
- 「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・感染症等の発生およびまん延防止のための平時からの予防接種促進【2-6①】
 - ・新たな感染症への対応【2-6②】
- 「災害ボランティアの受入れが滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・災害ボランティアセンターの設置・運営への支援【7-2③】
- 「災害ボランティアセンターの運営に支障が生じる」ことを回避するための推進方針
 - ・災害ボランティアセンターとの連携【7-2④】

エ 産業・エネルギー・情報通信

- 「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針
 - ・電力施設・設備の強化【4-2①】
- 「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・災害時における石油類燃料の確保【4-2②】
- 「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ガス供給施設・設備の強化【4-2③】
- 「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・電話施設・設備の強化【4-5①】
 - ・携帯電話設備の信頼性向上【4-5②】
 - ・災害時用公衆電話の事前配備【4-5③】
 - ・災害時優先電話に関する対応【4-5④】
- 「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・企業における業務継続計画の策定促進【5-1①】
- 「コンビナート等の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・コンビナート防災訓練への参加【5-2①】
 - ・石油コンビナート防災訓練の実施【5-2②】
 - ・石油コンビナート災害対応資機材等の整備【5-2③】
- 「重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・重要な産業施設の防災関連事業への協力【5-2④】
- 「市内の商工業等の産業が停滞する」ことを回避するための推進方針

- ・ 商工業における業務継続計画の策定促進【5-3①】
- 「市内の農林漁業等における生産活動が停滞する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 農業用施設の保全管理【5-4①】

オ 国土保全・交通・物流

- 「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 津波ハザードマップの周知【1-2①】
 - ・ 津波避難計画の周知【1-2②】
 - ・ 津波避難標識の整備【1-2③】
 - ・ 津波避難ビルの指定【1-2④】
- 「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 市管理河川の治水対策【1-3①】
- 「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針
 - ・ 洪水ハザードマップの作成および周知【1-3②】
 - ・ 施設における避難確保計画の作成の促進（洪水）【1-3③】
 - ・ 避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）【1-3④】
 - ・ 避難情報の周知【1-3⑤】【1-6⑩】
 - ・ タイムラインの活用【1-3⑥】
 - ・ 重要水防箇所の巡視強化【1-3⑦】
 - ・ 水防資器材の整備【1-3⑧】
 - ・ 内水ハザードマップの作成および周知【1-3⑨】
 - ・ 下水道整備による雨水の排除【1-3⑩】
- 「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 土砂災害への対策【1-4①】
 - ・ 土砂災害ハザードマップの作成および周知【1-4②】
 - ・ 施設における避難確保計画の作成の促進【1-4③】
 - ・ 避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）【1-4④】
- 「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 道路除雪等による冬期の交通確保【1-5①】
- 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 避難勧告等の判断基準等の策定【1-6⑫】
 - （再掲）津波避難計画の周知【1-2②】
 - （再掲）避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）【1-3④】
 - （再掲）避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）【1-4④】
- 「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 共同備蓄物資の計画的な整備【2-1①】

- ・民間事業者との物資調達協定の締結【2-1②】
- 「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針
 - ・自助による備蓄の促進【2-1③】
 - ・避難所備蓄の促進【2-1④】
 - ・物流事業者との物資輸送・保管協定の締結【2-1⑤】
 - ・物資集積拠点の指定【2-1⑥】
 - ・物資応援体制の構築【2-1⑦】
- 「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・孤立するおそれのある地区の現状把握【2-2①】
- 「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・通信手段の確保【2-2②】
- 「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針
 - ・孤立予防対策【2-2③】
 - (再掲) 市管理河川の治水対策【1-3①】
 - (再掲) 土砂災害への対策【1-4①】
 - (再掲) 道路施設等の防災・老朽化対策【4-1②】
 - ・電力の確保【2-2④】
 - ・緊急物資の備蓄【2-2⑤】
- 「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・都市公園における避難場所機能の確保【2-4③】
- 「地域交通ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針
 - ・道路施設等の整備【4-1①】
 - ・道路施設等の防災・老朽化対策【4-1②】
 - ・交通事業者の業務継続体制の促進および関係機関等との連携強化【4-1③】
- 「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・鉄道施設・設備の強化【4-1④】
- 「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
 - ・治山対策【6-2④】
- 「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針
 - ・災害時の建設業との連携【7-2①】
 - ・建設業の担い手の確保・育成【7-2②】

カ 農林水産・環境

- 「農業用ため池が決壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・農業用ため池ハザードマップの作成および周知【6-1①】
 - ・農業用ため池の保全管理【6-1②】

- 「ダム放流による浸水被害が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・県有ダム施設における放流情報の確認【6-1③】
- 「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
 - ・農業・農村の多面的機能の確保【6-2①】
 - ・農業水利施設の保全管理【6-2②】
 - ・森林整備に向けた計画的森林施業の推進【6-2③】
- 「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・災害廃棄物処理等の処理体制の構築・整備【7-1①】

(2) 横断的分野

「個別施策分野」ごとに整理した各施策のうち、国の基本計画を参考に、本市の横断的分野「地域づくり・リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」に該当する施策を再掲します。

キ 地域づくり・リスクコミュニケーション

ハザードマップ・避難勧告等の判断基準の策定

(津波)

- ・津波ハザードマップの周知【1-2①】
- ・津波避難計画の周知【1-2②】

(水害・高潮災害)

- ・洪水ハザードマップの作成および周知【1-3②】
- ・避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）【1-3④】
- ・内水ハザードマップの作成および周知【1-3⑨】

(土砂災害)

- ・土砂災害ハザードマップの作成および周知【1-4②】
- ・避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）【1-4④】

自助・共助（自主防災組織、防災訓練、備蓄等）

- ・自主防災活動の充実および強化【1-7①】
- ・地域の防災・避難訓練の実施【1-7②】
- ・多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-7③】
- ・防災講話等の実施【1-7⑤】
- ・学校における防災教育の充実【1-7⑧】
- ・自助による備蓄の促進【2-1③】
- ・避難所備蓄の促進【2-1④】
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営への支援【7-2③】
- ・災害ボランティアセンターとの連携【7-2④】

消防団

- ・ 消防団への加入促進【2-3⑧】
- ・ 消防団員の技術力の向上【2-3⑨】
- ・ 訓練等による災害救助技術の向上【2-3⑩】

コミュニティ

- ・ 孤立可能性のある地区の現状把握【2-2①】
- ・ 通信手段の確保【2-2②】
- ・ 電力の確保【2-2④】
- ・ 緊急物資の備蓄【2-2⑤】
- ・ 地域の自治活動への支援【7-3①】
- ・ 除雪ボランティアの登録の促進【7-3⑤】

ク 老朽化対策

各施設の老朽化対策

- ・ 道路施設等【4-1②】
- ・ 水道施設【4-3①】
- ・ 下水道施設【4-4①】
- ・ 農業集落排水施設【4-4②】
- ・ 廃棄物処理施設【4-4③】
- ・ 農業用ため池【6-1②】
- ・ 農業水利施設【6-2②】

第4章 計画の推進・進捗管理

1 施策の重点化

限られた資源の中で、本市の国土強靱化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度、進捗状況等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。本市では、国および県の計画等を参考に、次のとおり「施策重点化の視点」を定めました。

【施策重点化の視点】

①影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか。
②緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか。
③進捗状況	指標の目標値や全国平均値に照らし、どの程度進捗しているか。

2 重点施策の選定【STEP5】

第2章「評価結果のポイント」および上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第3章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態」ごとに重点施策を選定しました。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られますが、本計画においても、重点施策を中心に「取組内容」と「重要業績指標」の両面から進捗管理を行っていきます。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。

(1) **大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生**を回避するため、住宅や公共建築物、公共施設等の耐震化を促進します。

○本市における宅地および住宅の耐震化促進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を継続して実施するほか、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者を減少させるため、住宅用火災警報器の適正な維持管理等や火災予防の普及啓発を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

○公共建築物（特定建築物、観光施設・体育施設等を含む。）について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金の活用等により計画的に耐震化を進めるほか、街路（都市計画道路）整備や市街地再開発事業等の都市基盤整備をさらに推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

○適切な管理が行われていない空き家について、倒壊等による被害の拡大を防止するため、

所有者に対し、「秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金」による支援や維持管理に関する適切な指導を行います。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》

○住宅の耐震化率

約 117,500/136,300 戸 86.2% (H30) ⇒ 約 121,100/134,600 戸 90.0% (R5)

○特定建築物の耐震化率

1,050/1,132 棟 92.8% (H30) ⇒ 1,071/1,139 棟 94.0% (R5)

○公共特定建築物(市)の耐震化率

448/450 棟 99.6% (H30) ⇒ 450/450 棟 100.0% (R5)

○小中学校の耐震化率 100.0% (H28)

○都市計画道路(環状道路等)の整備率

100,043/112,100m 89.2% (H30) ⇒ 91.0% (R5)

○秋田駅東第三地区土地区画整理事業

・道路事業(都市計画道路明田外旭川線外)、住宅市街地総合整備事業施行地区内の居住人口 3,450 人(H30) ⇒ 3,450 人(R5)

・都市再生区画整理事業

緊急車両進入困難地域の宅地割合の減

6,426 m²/10,540 m² 61.0% (H30) ⇒ 3,894 m²/10,540 m² 37.0% (R5)

○秋田駅西北地区土地区画整理事業

・道路事業(都市計画道路千秋山崎線外)

施行地区内の居住人口 1,250 人(H30) ⇒ 1,250 人(R5)

○空き家定住推進事業を活用し、空き家を利活用した累計件数

17 戸(H30) ⇒ 100 戸(R5)

○市営住宅等の建築後 35 年以上経過し、かつ外壁改修後 25 年以上経過している中高層の住棟のうち、外壁等を改修し、安全性の確保や長寿命化を図った割合 0/13 棟 0.0% (H30) ⇒ 10/13 棟 76.9% (R5)

○都市公園のバリアフリー化率 137/206 公園 66.5% (H30) ⇒ 74.2% (R5)

○重大違反対象物数 25 件(H30) ⇒ 0 件(R5)

○救命講習の年間実施回数 165 件(H30) ⇒ 200 件(R5)

(2) **大規模津波による死傷者の発生**を回避するため、津波ハザードマップおよび津波避難計画について市民への周知を図るほか、津波避難標識の整備等を推進します。

○市内全戸に配布した「津波ハザードマップ」および避難指示(緊急)の判断基準等を定める「津波避難計画」を活用し、避難行動を速やかにとれるよう周知徹底を図るとともに、安全に避難するための津波避難標識の整備や津波避難ビルの指定を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

- (3) **集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生**を回避するため、市管理河川改修の治水対策を推進します。また、洪水ハザードマップ等を作成し、周知するとともに、避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）を更新します。

○集中豪雨等による洪水被害を防止するため、市管理河川改修等の治水対策を推進します。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○避難勧告等の判断基準等を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害・高潮災害）」を随時見直し、更新します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》

○洪水時の避難確保計画の作成率

85/228 施設 37.2% (R1) ⇒ 220/220 施設 100.0% (R3)

○都市浸水対策達成率

3,720.9/7,442.0ha 50.0% (H30) ⇒ 3,760.7/7,442.0ha 50.5% (R5)

- (4) **大規模な土砂災害等による死傷者の発生**を回避するため、土砂災害対策施設の整備・老朽化対策を県と連携しながら推進します。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）を更新します。

○土砂災害対策施設の整備や土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、土砂災害ハザードマップの作成周知を行います。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○避難勧告等の判断基準等を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」を策定します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》

○土砂災害特別警戒区域等からの移転（単年度の事業戸数）

1戸 (H30) ⇒ 5戸 (R5)

○土砂災害に関する避難確保計画の作成率

2/37 施設 5.4% (R1) ⇒ 36/36 施設 100.0% (R3)

- (5) **暴風雪および豪雪による死傷者の発生**を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備により冬期の円滑な交通確保を図ります。

○効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備を推進し、冬期の円滑な交通確保を図ります。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》

○雪寒機械の更新（～R5）

（凍結抑制剤散布車4台、小型ロータリ2台、除雪グレーダ2台）

- (6) **情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」による迅速・確実な情報伝達体制の維持を図るほか、登録制メールなど複数の住民向け情報伝達手段を継続的に整備します。

○秋田県総合防災課（秋田県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】

○Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、県と市町村等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】

○住民への情報伝達手段として、防災ネットあきた（登録制メール）、ホームページ、ツイッター・フェイスブック等のSNSなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努めます。【施策分野①行政機能等】

- (7) **防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**を回避するため、自主防災組織活動の充実および強化や学校における防災教育の充実を図ります。

○自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成や活動の充実および強化を働きかけます。【施策分野①行政機能等】

○児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、地域と連携した防災訓練や学校における防災教育を推進します。【施策分野①行政機能等】

《指標》

○自主防災組織率

759/1,021 組織 74.3% (H30) ⇒ 782/1,021 組織 76.6% (R5)

○地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合

23/66 校 34.8% (H30) ⇒ 27/66 校 40.0% (R5)

○個別避難支援プラン作成数 1,364 件 (R1) ⇒ 2,150 件 (R5)

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

- (1) **食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**を回避するため、県と連携

した共同備蓄品目の計画的な整備を行うほか、民間事業者との物資調達協定の締結や災害時の物資集積拠点の指定など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を推進します。

○県と市の「共同備蓄物資」について、本市では備蓄目標量は達成しており、今後は賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結等に努め、円滑化を図ります。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○被災者への迅速・確実な物資提供のため、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○大規模災害時に救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う二次物資集積拠点の指定を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

(2) **多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生**を回避するため、治水対策や土砂災害対策、道路の防災対策などを推進するとともに、孤立するおそれのある地区の現状把握や物資・電力・通信手段の確保などの予防対策を推進します。

○河川改修等の治水対策や土砂災害対策施設の整備、道路施設等の防災・老朽化対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○孤立するおそれのある地区の現状把握のほか、孤立時に必要となる物資の備蓄、発電機の配備、通信手段の確保等の予防対策を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》

○無電柱化整備延長 10.6km(H30) ⇒ 12.0km(R5)

(3) **消防等の被災等による救助・救急活動の停滞**を回避するため、消防施設等の機能維持に努めます。

また、減少傾向にある消防団員の確保のための広報活動を行うほか、訓練等による消防団員の技術力向上や消防団装備の充実強化に努めます。

○消防本部・署の耐震化および非常用発電機の設置は完了しており、引き続き消防機能の維持に努めます。【施策分野①行政機能等】

○社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うほか、消防団員の教育訓練を継続的に実施するとともに、計画的に消防団装備の整備を進めます。【施策分野①行政機能等】

(4) **多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足**を回避するため、帰宅困難者への対策、要配慮者の受入れおよび支援を推進するほか、車中泊など避難所以外の場所に滞在する避難者への支援を推進します。

○避難所となる学校施設の改修や都市公園等の老朽化対策を進めるなど、避難所・場所と

しての機能の確保に取り組みます。【施策分野②インフラ・住環境】

- 「避難所開設・運営マニュアル」の更新や「福祉避難所開設・運営マニュアル」の充実を図るなど、要配慮者を含む避難者の円滑な受入れと避難所における良好な生活環境の確保に取り組みます。【施策分野①行政機能等】

《指標》

○都市公園のバリアフリー化率 137/206 公園 66.5% (H30) ⇒ 74.2% (R5)

- (5) **医療施設および関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺**を回避するため、被災地における円滑な医療救護活動のための体制の構築等を推進します。

- 秋田市医師会等関係団体と連携し、地域災害医療コーディネーターや地域災害医療連絡調整員の配置等により、災害時の医療救護活動や迅速な救命医療、避難所等における診療活動等を円滑に提供します。【施策分野③保健医療・福祉】

《指標》

○地域災害医療コーディネーター等との会議や研修会 2回 (H30) ⇒ 2回 (R5)

- (6) **感染症等の大規模発生**を回避するため、感染症の発生およびまん延防止の対策等を推進します。

- 避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、平時からの予防接種に努めるよう市民への周知を図ります。【施策分野③保健医療・福祉】
- 避難所における新たな感染症のまん延を防止するため、マスク着用や手指消毒、人との距離を保つなどの三密回避を徹底します。【施策分野③保健医療・福祉】

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

- (1) **行政施設および職員の被災による行政機能の大幅な低下**を回避するため、業務継続計画を更新します。

- 業務継続計画の適宜見直しを図るとともに、職員参集、執務環境の確保等に努めます。【施策分野①行政機能等】
- 市庁舎および市有施設等の適切な維持管理に努めます。【施策分野①行政機能等】

目標 4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

- (1) **地域交通ネットワークが分断する事態**を回避するため、道路、鉄道等の各施設について、計画的な整備や老朽化対策等を推進します。

- 幹線道路・生活道路等の整備、老朽化が著しい橋梁の架替等の道路の防災対策・老朽化対策を推進し、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○災害時の防災拠点として重要な役割を担う各施設について、耐震化などの防災対策のほか、老朽化対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》

○道路整備状況の満足度（秋田市しあわせづくり市民意識調査）

68.7% (R1) ⇒ 69.6% (R5)

○無電柱化整備延長 10.6km (H30) ⇒ 12.0km (R5)

(2) **電気、石油、ガスの供給機能の停止**を回避するため、各ライフライン事業者による関連施設の耐震化等の予防対策を要請するほか、災害時における石油類燃料の確保について、業界団体等との協力体制の強化に向けた取組を推進します。

○本市では、秋田県石油商業共同組合秋田支部と「災害時における石油製品等の供給に関する協定」を締結しており、今後も協力体制の強化を図ります。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

(3) **上水道等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を推進します。

○水道施設、管路の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》

○配水幹線の耐震化率

55,790/80,259m 69.5% (H30) ⇒ 62,585/78,237m 80.0% (R5)

○送水管の耐震化率

50,018/80,711m 62.0% (H30) ⇒ 50,788/80,711m 62.9% (R5)

(4) **汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を着実に推進するとともに、農業集落排水施設等の老朽化対策を推進します。

○下水道施設、管路の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

○老朽化した農業集落排水施設を公共下水道に接続等するほか、残る処理施設の老朽化対策を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

○廃棄物処理施設は整備計画に基づき計画的に老朽化対策を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》

- 管渠改築達成率 43.1/132.0km 32.7%(H30) ⇒ 73.1/177.0km 41.3%(R5)
- ポンプ場・浄化センターにおける耐震工事実施率
3/6 施設 50.0%(H30) ⇒ 100.0%(R5)
- 総合環境センター整備計画事業費(R1~R5)の進捗率(事業費ベース)
13/300億円 4.3%(R1) ⇒ 72/300億円 24.0%(R5)

- (5) **電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止**を回避するため、電気通信事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請するとともに、避難所への災害時用公衆電話の事前配備や庁内における災害時優先電話の配備など、災害時の通信手段の確保に取り組みます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。

- (1) **サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞**を回避するため、市内企業の業務継続計画の策定を促進します。
○市内企業の業務継続計画の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】
- (2) **コンビナート等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**を回避するため、災害の未然防止と拡大防止を目的とした関係機関における防災訓練の実施により、災害時対応を強化します。
○「石油防災コンビナート等防止計画」に基づき、特定事業所等において石油コンビナート防災訓練を定期的実施し、事業所との連携の強化を図ります。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】
○重要な産業施設における防災関連事業に市も関係機関として協力し、連携の強化に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】
- (3) **商工業等の産業の停滞**を回避するため、市内企業の業務継続計画の策定を促進します。
○市内企業の業務継続計画の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】
- (4) **農林漁業等における生産活動の停滞**を回避するため、農業用施設の保全管理を推進します。
○災害による農業用施設への被害軽減対策の取組を推進します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

《指標》

○補強等の実施面積 0ha(H30) ⇒ 0.22ha(R5)

目標6 制御不能な二次災害を発生させない。

- (1) **ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生**を回避するため、防災重点ため池ハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を推進します。
- 防災重点ため池ハザードマップ作成のほか、老朽ため池について、県、ため池管理者と連携しながら補修・補強等を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】

《指標》

○防災重点ため池ハザードマップ作成数 0カ所(H30) ⇒ 146カ所(R2)

- (2) **農地・森林等の荒廃による被害の拡大**を回避するため、農業水利施設の保全管理や森林整備、治山対策を推進します。

- 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）の劣化状況把握等の機能診断を行い、施設の長寿命化対策を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】
- 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、計画的な間伐等の整備を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】
- 荒廃森林や荒廃危険地における治山対策を行うとともに、山地災害危険地区の周知を図ります。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

《指標》

○日本型直接支払実施面積（中山間地域等直接支払）23ha(H30) ⇒ 29ha(R5)

○日本型直接支払実施面積（多面的機能支払）5,307ha(H30) ⇒ 5,360ha(R5)

○雄物川地域森林計画書で定める間伐等の森林整備面積 8,359ha(R1)

目標7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する。

- (1) **災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態**を回避するため、秋田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の迅速な処理体制の構築を図ります。

- 秋田市災害廃棄物処理計画に基づき、市民、事業者の協力を得ながら災害時における廃棄物の円滑な処理を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】

- (2) **復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、建設関係団体との連携を強化するとともに、建設産業の担い手の確保・育成を図るほか、大規模災害発生時における災害ボランティア受入体制を構築します。

○災害時における協力体制の構築を図っている建設関係団体との連携を引き続き強化するほか、建設産業の担い手の確保・育成に向けた取組を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○大規模災害時には、秋田市社会福祉協議会が関係機関と連携を図り、災害ボランティアセンターを迅速に設置・運営できるよう、市の現地調査に係る情報提供やボランティア募集等の周知に努めます。【施策分野③保健医療・福祉】

(3) **地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、自主防災組織活動の充実強化や消防団への加入促進のほか、地域住民が主体となって行う活動や、除排雪等のボランティア派遣体制強化等の取組を推進します。

○自治活動や防災訓練、各種研修を通して、人口減少社会においても地域住民が主体となって地域活動を持続できるよう支援します。【施策分野②インフラ・住環境】

○秋田市ボランティアセンターへの登録者の増および活動の充実を図るため、広報活動を強化し、除雪ボランティアの登録を促進します。【施策分野②インフラ・住環境】

《指標》

○自主防災組織率

759/1,021 組織 74.3% (H30) ⇒ 782/1,021 組織 76.6% (R5)

3 推進体制と不断の見直し

計画の推進に当たっては、第3章の「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」で設定した指標等を踏まえ、進捗状況を把握しながら、国、県、民間事業者・団体等と連携して関連施策の着実な推進を図るものとします。

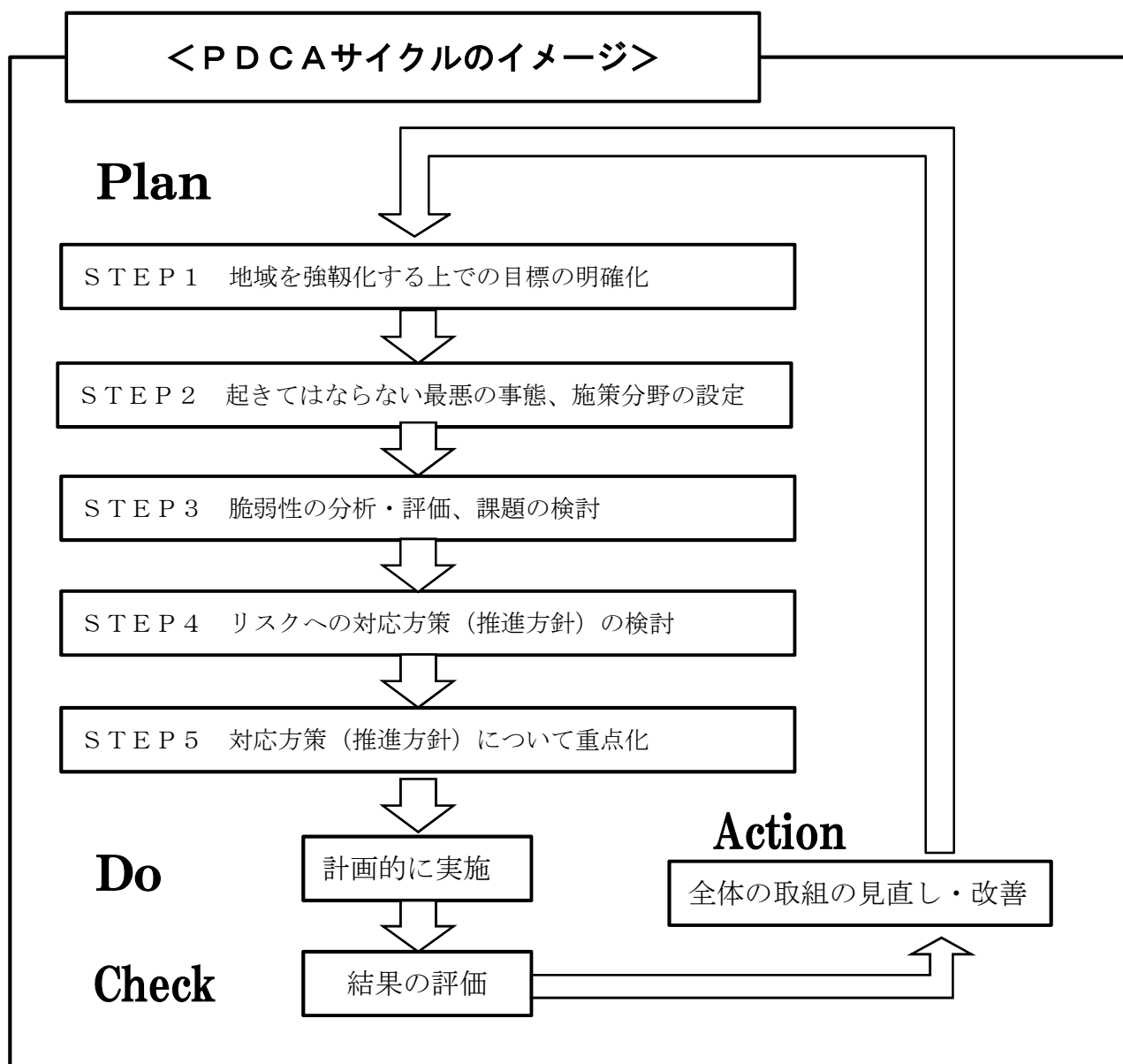
また、関係団体や有識者からなる「秋田市国土強靱化地域計画策定意見交換会」からも意見を聴取しながら、必要に応じて施策や重要業績指標等の見直し等も適宜行うこととします。

本計画の推進期間は、本市の将来像を見据えつつ令和2年度から令和6年度までとし、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、PDCAサイクルを繰り返す（次の①→②→③→④→⑤→①…）ことにより、本計画を推進します。

- ①強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ②起きてはならない最悪の事態と影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化し、計画的に実施

⑤その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

本市の国土強靱化に関わる各種計画等においては、本計画を指針とし、適時所要の検討を加え、本計画との整合性を図るものとします。



秋田市国土強靱化地域計画
(令和2年8月)

秋田市総務部防災安全対策課

〒010-8560

秋田県秋田市山王一丁目1-1

TEL 018(888)5434

FAX 018(888)5435
